

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の 推進を求める意見書

気候変動防止に向けた社会の脱炭素化や、生物多様性の保全と活用に向けた自然再興は、人類社会を持続可能なものにする上で、最重要課題の一つです。今こそ、大量廃棄を生むリニアエコノミー（線型経済）から、廃棄される製品等を循環させるサーキュラーエコノミーへの転換が必要であり、製品を生み出す動脈産業と、廃棄物の回収や再利用等を担う静脈産業の連携などの産業構造を構築することが重要です。

よって、政府は、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミーの実現のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 資源循環促進のための制度の創設、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
2. ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動脈産業と静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。
3. 建築物等の長寿命化やリノベーションによる価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。
4. リファービッシュ品の製品安全担保等に関する環境を整備し、リコマース関連ビジネスを育成するとともに、シェアリング等のサービスの普及拡大を図ること。
5. 森林循環経済の実現や、高齢化に伴い増加している紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。
6. 紙資源循環の推進のため、古紙がより多く回収、利用される環境を整備すること。
7. 衣類の循環配慮設計を促進すると同時に、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用することで、衣類の循環市場を構築すること。
8. 建設廃棄物の再資源化を、水平リサイクルやアップサイクルへと転換し、資材の量と質の両立を図ること。
9. 自然関連財務情報開示タスクフォース及び気候関連財務情報開示タスクフォースに対して、これら組織が行う作業の算定基盤の創設等を率先して求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年10月19日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

環境大臣

経済産業大臣

国土交通大臣